

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容	親族以外の焼骨又は遺品の埋蔵許可
根拠法令及び条項	新座市営墓園規則第11条第4項及び第12条第3項
所管部課係名	市民生活部環境課環境保全係
審査基準	新座市営墓園条例第13条及び第14条並びに新座市営墓園規則第11条第1項及び第12条第1項
	<p>1 一般墓所の使用権利者が親族以外の焼骨又は遺品を埋蔵しようとするとき又は合葬式墓所の使用権利者が親族以外の焼骨を埋蔵しようとするときは、新座市営墓園親族以外焼骨等埋蔵許可申請書に使用許可証及び火葬許可証を添えて、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 一般墓所の使用権利者においては、死亡者の祭祀を主宰するものであること。また、当該使用権利者が祭祀を主宰するに至った理由又は経緯を確認できる書類（理由書、同居や生計同一を確認できる書類等）を提出すること。</p> <p>3 死亡者の親族の承諾を得ていること又は死亡者の親族に当該死亡者の祭祀を行う者がいないこと。それを確認できる書類（死亡者の親族からの承諾書等）を提出すること。</p>
	(平成27年12月27日までの基準) 親族以外の焼骨又は遺品の埋蔵は、当該条例の基本的考え方から、団体使用の取扱として定められたものであるため、一般の普通墓所及び芝生墓所並びに特別墓所については許可することはできない。普通墓所及び芝生墓所については、条例第22条第1項第1号に規定する転貸に該当するとしていた。
標準処理期間	設定等年月日 平成23年2月1日設定（令和6年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由) 総日数 7日
	設定等年月日 平成23年2月1日設定（平成 年 月 日最終変更）